

# クロアチア共和国国会

1658

クロアチア共和国憲法第 89 条に準拠し、以下を可決する

## 自然保護法の発布に関する

### 決定

2013 年 6 月 21 日の国会で採択された自然保護法をここに発布する

分類：011-01/13-01/149

決議番号：71-05-03/1-13-2

ザグレブ 2013 年 6 月 24 日

クロアチア共和国大統領

イヴォ・ヨシポヴィッチ  
Ivo Josipović

## 自然保護法

### I. 一般規定

#### 第 1 条

本法は、自然及びその構成部分の保護及び統合的な保全に関する仕組み、並びに関連するその他の事項を規定するものである。

#### 第 2 条

本法により、欧州連合による以下の指令がクロアチア共和国の法律に置き換えられる：

- 生息地指令 (92/43/EEC) (欧州連合官報 L206、1992 年 7 月 22 日)、最新修正はブルガリア及びルーマニアの加盟を理由とする、環境分野に関する理事会指令 73/239/EEC、

原文タイトル：Nature Protection Act

原文リンク：[https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/CB05CE97-72AB-379B-888E-D9C619F79E77/attachments/Nature%20Protection%20Act\\_OG%2080-13.docx](https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/CB05CE97-72AB-379B-888E-D9C619F79E77/attachments/Nature%20Protection%20Act_OG%2080-13.docx)

(最終アクセス日：平成 30 年 12 月 18 日)

74/557/EEC、及び2002/83/ECを採択する理事会指令(2006/105/EC)(欧州連合官報L363、2006年12月20日)

-野鳥の保全に関する指令(2009/147/EC)(欧州連合官報L20、2010年1月26日)

### 第3条

(1)本法の意味合いにおいて、自然とは生物学的、地質学的及び景観上の多様性を包括している。

(2)自然及び自然の構成部分は、クロアチア共和国の関心事項であり、特別保護の対象となる。

### 第4条

自然保護の目標及び課題は以下のとおりである：

-自然の均衡及び人的活動との調和を保つ形で生物学的、地質学的及び景観上の多様性を保全及び/又は修復する、

-自然の状態を明確に示しモニタリングを行う、

-自然の持続的な保全を目的として自然保護に向けた仕組みを提供する、

-自然の構成部分に重大な損害をもたらすことなく、当該構成部分の均衡の乱れを最小限に抑える形で天然資源の持続可能な利用を定める、

-自然における土壌の品質保全、淡水及び海水の品質、量及び利用性の保全、大気及び酸素生成の保全、並びに気候の保全に貢献する、

-人による有害な事業並びに技術進歩及び活動実施の結果として自然環境に生じる乱れを防止又は抑制する。

### 第5条

自然保護及び保全は以下の原則に基づくものである：

-あらゆる人は、生物学的、地質学的及び景観上の多様性の保全、並びに自然の普遍的かつ有益な役割の保全に貢献する形で行動するものとする、

-再生不能の天然資源を合理的に利用するとともに、再生可能な資源を持続可能な形で利用するものとする、

-天然資源の利用及び配置計画には、持続可能な利用の原則が適用されるものとする、

-自然保護はあらゆる個人及び法人の義務であり、当該個人及び法人はこの目的に向け協力し、有害な行動及び損害を回避し防止するとともに、生じたあらゆる損害による影響を取り除き是正し、当該損害が生じる以前の状態に自然環境を回復するものとする、

-自然環境に重大な又は修復不可能な損害を与える脅威が存在する場合には、予防措置を講じる、

-国民は自然の状態について無償で情報を入手する権利を持つ。

## 第6条

(1)自然保護は、生物学的、地質学的及び景観上の多様性の保全、並びに自然の構成部分の保護を通じ実施するものとする。

(2)自然保護は、とりわけ以下を通じ実施するものとする：

-自然の状態の明確化及び評価、

-自然保護に関する措置の実施、

-特殊規則に準拠した配置計画書の採用、並びに鉱業、エネルギー産業、運輸、農業、林業、狩猟、漁業、水管理及び自然環境に影響を及ぼすその他の活動における天然資源管理計画の採用、

-自然の状態に関する報告書の作成、並びに本法に定める戦略及びその他の文書の内容実施、

-保護対象となる自然の構成部分の指定、

-保護対象となる自然の構成部分を管理する枠組みの構築、

-国内における自然保護の枠組みと国外のそれとの関連付け及び協調、

-自然保護の分野における科学的及び専門的取り組みの奨励、

-自然の状態に関する国民に向けた情報提供、及び自然保護に関する決定への国民参加、

-自然保護の奨励及び促進、並びに教育を通じた自然保護の必要性に関する意識喚起。

## 第7条

(1)空間計画及び管理、並びに天然資源計画及び利用を実施する際には、景観の重要な特徴又は景観を特徴づける性質で、その線形及び連続構造又は機能が野生生物種の移動、分散及び遺伝子交換に不可欠となるものを確実に保存する。

(2)景観保護は、野生生物種の移動、分散及び遺伝子交換、並びに当該種の多様性、独自性及び文化的価値にとって不可欠となる線形及び連続構造又は機能を含む景観の重要な特徴及び景観を特徴づける性質の不要な変化、悪化又は破損を防ぐ措置の計画及び実施、並びに景観の持続可能かつ多機能な及び/又は伝統的な利用の確保をさす。

(3)上記(2)に言及する景観保護は、自然な特徴及び/又は人工的に与えられた特徴に応じた景観の分類、並びに地域、地区及び国家レベルにおける緑地・景観の基盤に関する相互作用的かつ多機能なネットワークの構築に基づくものである。

(4)上記(2)及び(3)に言及する景観保護は、配置計画書の作成手順及び天然資源管理計画に統合する形で実施するものとする。

## 第8条

(1)本法の条項は、人の生命若しくは健康、又は所有物への差し迫った危機を回避する場合、また、人又は所有物の救出、又はクロアチア共和国の防衛活動を行う場合においては適用されないものとする。

(2)上記(1)の条項は、特定の状況及び起こり得る影響を是正する活動が続く期間に限り適用されるものとし、当該期間は差し迫った脅威がなくなった時点から30日以内とする。

## 第9条

(1)本法の目的において、特定の用語は以下の意味を持つものとする：

1. 生物素材とは、個体が生殖能力をもつ又は生体系における生殖が可能な、遺伝情報を含むあらゆる素材をいう(例：微生物、デオキシリボ核酸(DNA)の分子及び断片、ウィルス、組織及び細胞培養、種子等)
2. 生物多様性とは、種内及び異種間の多様性、並びに生物群集及び生態系の多様性を含む、自然生態系を構成する生物を包括していう、
3. 絶滅のおそれのある野生生物の種のリストとは、国際的に認められた基準に基づき分類される、脅威にさらされている野生生物種の一覧をいう、
4. 野生生物種とは、人工的な選別(飼育種及び栽培植物種の確保に向けた選別及び繁殖又は増殖)又は現代のバイオテクノロジーを駆使した遺伝子操作による人工的な繁殖が行われていないあらゆる種をいう、
5. 半自然の状態とは、生態系又は景観の状態のうち、その進化が人によるわずかな影響しか受けておらず、その大部分が自然調整され人による直接的な影響を受けずに存続できるものをいう、
6. 生態学的ネットワークとは、相互に関連する又は隣接する、生態学的な重要性を持つ地域のシステムをいい、当該地域における均衡のとれた生物地理学的分布は自然の均衡及び生物多様性の保全に大きく貢献する、
7. 生態系とは、植物、菌類、動物、藻類及び微生物の生物群集、並びにその非生物環境が機能単位として相互に作用する動的で複雑な総体をいう、
8. 固有種とは、その分布が特定の地域に限定される種をいう、
9. 生息域外保全(非自然環境における保全)とは、自然生息域外における生物学的及び遺伝的多様性の構成要素の保全、及び自然環境での発見場所以外における地質学的な遺産の構成要素の保全、主に鉱物及び岩石並びに化石で、博物館又は私有のコレクション及び機関で保管される、
10. 化石とは、地質学的過去の生物及びその生活の痕が保存されたものをいう、

11. 遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、菌類、微生物その他に由来するあらゆる素材をいう、
12. 遺伝的多様性とは、あらゆる生物の遺伝子、並びに個体、個体群、種及び上位の分類群における遺伝子の多様性を包括していう、
13. ジーンバンクとは、種の保全、すなわち多様な遺伝的性質の保全を行う目的における生物素材の貯蔵施設をいい、当該生物素材には、モニタリングが行われる個体群又は栽培種の個体群若しくは動物、菌類、植物、藻類又は微生物の一部、とりわけ種子、孢子、胚細胞及びその他の生物素材が含まれる、
14. 地質学的多様性とは、土壌、岩石、鉱物、化石、地形、地下施設及び形成物、並びに地質時代を経てこれらを形成した自然の過程に関する多様性をいう、
15. 自然保護情報システムとは、生物多様性及び自然保護に関する専門的及び科学的データを統合する情報システムをいい、これは国立自然保護研究所（State Institute for Nature Protection）（以下「研究所」）により管理される、
16. 生息域内保全（自然環境における保全）とは、生態系及び生息地の保全、並びに自然な生息環境における種の存続可能な個体群の管理及び回復、また、これが飼育種又は栽培種の場合には当該種が特徴的な性質を培った環境におけるそれ、加えて地質学的な遺産の構成要素の発見場所における保全、すなわち鉱物、化石及び岩石の採取地におけるそれをいう、
17. 侵襲的外来種とは、その導入により生物多様性又は人の健康が脅かされる、又は経済的損害が発生する外来種をいう、
18. 補償要件とは、生態系の全般的なつながり（一貫性）を確保する目的において定められる措置をいう、
19. 種の繁殖又は保存のために管理された環境とは、あらゆる発達段階にある各個体又はその一部の自然への導入をいい、当該環境において当該種の無性生殖若しくは有性生殖又は野生種との異種交配を行うことができる、
20. 遺伝資源（*genetic sources*）の利用とは、新たな製品開発及び特許取得を目的としたバイオテクノロジーの利用を含む、遺伝資源の遺伝的及び/又は生化学的な構成要素に基づく研究及び開発の実施をいう。
21. 景観とは、自然の要素及び/又は人工的な要素の動き及び相互作用の結果として得られた性質を有す空間の一部をいう、
22. 景観の多様性とは、生物学的、気候的、地理的、地経学的、土壌学的、文化的及び歴史的、並びに社会学的な特性により決定される自然及び/又は人工的な景観の要素の相互作用により生じる空間構造をいう、
23. カルストとは、特殊な水文地質学的及び地形学的性質を有す独特な種類の地形で、二次的作用による孔隙が発達した溶解性の高い岩石の地表（石灰岩の亀裂、陥没穴、カルスト谷、沈降による谷地形等）及び地下（洞窟及び立坑）にできる特徴的な地形をいう、
24. 鉱物とは、自然に生成される、岩石圏を構成する一部分のうち、明確かつ一貫した化学組成及び物理的性質を有し、当該性質が一定の圧力及び温度下において安定しているものをいう。本法の意味合いにおいて、鉱物とはまた、鉱物の集合体又は生成をさす。本法の意味合いにおいて、鉱物とは、原料としての鉱物を含まない。
25. 種及び生息地の保全とは、自然の生息地及び野生種の個体群の維持又は好ましい状態への回復に必要な一連の措置をいう、

26. 天然資源の持続可能な利用とは、地域、国家及び世界レベルにおける適切な生態学的、経済的、及び社会的機能の発揮に向けた現在及び将来の需要を満たすための、天然資源の潜在力を維持する形での当該資源の利用をいう、
27. 野生動物回復センターとは、厳密な保護の対象となる野生生物種について、体力を消耗した、病気の、負傷した、怪我を負った又は毒に侵された状態で自然環境において発見された個体を、野生復帰に向けた治療又は回復の目的において、又は再増殖及び/又は再導入の目的において、一時的又は恒久的な受け入れを行う、また、押収又は捕獲された厳密な保護の対象となる動物及び野生生物種の越境移動及び取引を定める特殊規則に従い押収された野生生物種の受け入れを行う場所をいう、
28. 天然資源管理計画とは、農業、林業、水管理、狩猟、漁業等の分野における特殊規則に準じて採用される、天然資源の保護、規制、管理及び利用に関する計画、プログラム又は枠組みをいう、
29. 保護地区管理計画とは、保護地区の目的及び状態を見極め、管理目標、目標達成に必要な活動、及び管理効率を示す指標の設定を行う戦略文書をいう、
30. 厳密な保護の対象種に関する管理計画とは、種の状態を見極め、管理目標、種の好ましい状態の実現又は維持に必要な活動、及び管理効率を示す指標の設定を行う戦略文書をいう、
31. 自然環境への再導入とは、その地域で一度絶滅した種を、絶滅前とほぼ同一の生態学的条件を維持している生態系又は当該条件を再び満たすことになった生態系、すなわち当該種が確実に生存できる環境に再導入することをいう、
32. 個体群とは、時系列、空間及び生態学の観点における同種個体の集まりをいう、
33. 野生生物種の好ましい状態とは、当該種の生存、個体群の遺伝的安定性及び個体群における遺伝子交換が将来的に確保される状態をいう、
34. 自然保護の状況のモニタリング（モニタリング）とは、明確に定義された、自然の状態に関する系統的なモニタリングをいう、
35. 最優先される公共の利益とは、クロアチア共和国により表明され、本法に従い決定される、自然保護問題に関する国民の利益をいう、
36. 個体とは、各動物、植物、菌類又は藻類について、その生死に関わらず、またその他の製品に含まれているか否かに関わらず、その全部分又は派生物をいう、
37. 天然資源とは、人に利用される又は経済的な目的に利用できる自然のあらゆる構成要素をいう、
38. 再増殖とは、特定の地域における種の好ましい状態を実現するため、既存の生物群に個体を加えることをいう、
39. 洞窟生成物とは、地下洞窟における多様な形の鉱物堆積物をいう（鐘乳石、石筍等）
40. 洞窟の形成物とは、自然に形成された地下空洞（洞窟、立坑、溝、地上に空いた穴等）及びその構成部分をいう、
41. 洞窟台帳とは、洞窟の形成物に関するデータベースをいう、
42. 生息地とは、自然又は半自然の状態に関わらず、地理的、非生物的及び生物的特徴により区別される地球系又は水界生態系における独自の機能単位をいう。ある種類のあらゆる生息地は、単一の生息地の種類を構成する、

43. 野生生物種の生息地とは、生命サイクルのあらゆる段階にある種が生息する、特定の非生物的及び生物的要素により定義された環境をいう、
44. 外来種とは、その地域における特定の生態系に自然に生息しない、意図的又は非意図的な導入により当該地域に移入した非在来種をいう、
45. 絶滅のおそれのある野生生物の種とは、自然における長期的な生存が脅かされている、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストに含まれる野生生物種をいい、地域的な絶滅種（regionally extinct）（RE）、近絶滅種（CR）、絶滅危惧種（EN）又は危急種（VU）に分類される、
46. 自然への導入とは、意図的又は非意図的な外来種の定着又は導入をいう、
47. 分類群とは、生命体（微生物、藻類、菌類、動植物）の分類学（命名法）における単位の分類をいい、本法においては種及びこれより下位の分類階級をさす、
48. 自然への介入とは、その活動の目的が自然の保護及び保全でない場合に自然の均衡を乱す可能性のある、自然における一時的又は恒久的な人的活動をいう、
49. 保護対象となる自然の構成部分とは、本法に従い保護対象に指定される自然の構成部分をいう、
50. 保護地区とは、自然保護を目的として明確に定義された地理空間をいい、当該地区は自然及び関連する生態系サービスの長期保全の目的において管理される、
51. 在来種とは、その地域における特定の生態系に自然に生息する種をいう、
52. 緑地基盤とは、生態系サービスの改善につながり生態学及び環境の観点から見て高い価値を有する保護対象及びその他の自然及び人工的な地域及び景観の多機能ネットワークをいう。

(2)本法において使用される用語について、男性に使用される代名詞が用いられる場合においても、性別による区別無く、男性及び女性の両方をさす。

第 10 条～第 51 条 （略）

#### IV. 生物多様性の保全

第 52 条～第 87 条 （略）

#### 7. 遺伝的多様性の保全

##### 第 88 条

(1)遺伝的多様性及び在来の野生生物種の遺伝素材の保全はクロアチア共和国の関心事項であり、持続可能な開発及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分の原則に従いこれを実施するものとする。

(2)在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用は、本法及び特殊規則の条項に従い行うものとする。

(3)特例として、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の批准に関する法律附属書Ⅰの対象となる植物の遺伝素材の利用については、上記(2)の条項が適用されないものとする。

(4)遺伝素材へのアクセス及びその利用については、利用の目的及び方法に応じ、本法又は特殊規則に定める形であらゆる当事者に同じ条件で許可を付与するものとする。

#### 第 89 条

(1)野生環境(生息域内)における在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用により、生態系の存続を脅かしたり、対象となる在来の野生生物種の個体数に影響を及ぼし当該種を絶滅の危機にさらしたりしないものとする。

(2)野生環境(生息域内)における在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用に向け、法人及び個人は当該省庁(Ministry)から許可証を取得するとともに、本法第98条に言及する規則に定める遺伝素材へのアクセス及び/又はその利用に関する要件を満たすものとする。

(3)上記(2)の特例として、法人及び個人は、本法に準じた厳密な保護の対象とならない在来の野生生物種の遺伝素材を利用した非商業目的の研究を行うことができる。

(4)上記(3)に言及する法人及び個人が当該遺伝素材を商業利用する可能性を認識した場合には、直ちに上記(2)に言及する許可証を取得するものとする。

#### 第 90 条

(1)本法第89条に言及する許可証の発行に向けた申請書には以下を含むものとする：

-活動実施に向けた登録証明、

-遺伝素材へのアクセス及びその利用を申請する種の名称及びその数、

-遺伝素材の収集及び利用に関して予定される活動の説明、並びに収集による当該種の個体群におけるその他の個体への影響及び生息地への影響に関する説明、

-活動を実施する場所に関するデータ(遺伝素材へのアクセス、及び遺伝素材の研究・利用が行われる場所に関して)

-予定される活動/研究を実施する必要性を示す根拠、及びその最終目的/意図。

(2)当該省庁は、これを必要と判断した場合、上記(1)に言及する申請書を研究所又は別の専門機関に提出し専門家の意見を求めるものとする。



(3) 研究所又はその他の専門機関は、上記(1)に言及する申請書を受領した日付から 30 日以内に、当該活動が在来の野生生物種の個体群、生息地又は生息環境及び/又は生物多様性全体に及ぼす影響について、専門家の意見を提出するものとする。

#### 第 91 条

(1) 当該省庁は、当該活動が生態系の存続を脅かしたり、対象となる在来の野生生物種の個体数に影響を及ぼし当該種を絶滅の危機にさらしたりするものではないと判断した場合、遺伝素材の利用から生ずる利益の公正な配分を確保するための要件を定めた上で、本法第 89 条に言及する許可証を発行するものとする。

(2) 本法に準じた厳密な保護の対象となる在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用に向けた許可証の発行に際し、当該省庁は本法第 155 条に言及する要件があわせて満たされているか判断するものとする。

(3) 本法第 89 条に言及する許可証は、その有効期限を最大 5 年間として発行するものとする。

(4) 本法第 89 条に言及する許可証には、遺伝素材へのアクセス及び/又はその利用に関する要件、活動実施の期限、遺伝素材の研究結果及び利用方法に関する報告義務、第三者への遺伝素材の移転に関する報告義務、遺伝素材の利用から生ずる利益の公正な配分に関する同意事項を含むものとする。

#### 第 92 条

(1) 本法第 89 条に言及する許可証を付与された法人及び個人は、前暦年に実施した遺伝素材へのアクセス又はその利用について、当年の 3 月 31 日までに当該省庁に報告を行うものとする。

(2) 本法第 89 条に言及する許可証を付与された法人及び個人は、本法第 98 条に言及する規則に定める要件に基づき、遺伝素材を第三者に移転することができる。

#### 第 93 条

本法第 89 条に言及する許可証に基づき、遺伝素材の利用に関する要件及び遺伝素材の利用から生ずる利益の公正な配分に関連する要件について詳細を定めた合意を利用者と当該省庁との間で締結するものとする。

#### 第 94 条

(1) 野生生物種の遺伝素材は、ジーンバンク、自然史博物館のコレクション、植物園、植物標本館及び動物園（以下「生息域外の供給源」）にて保管を行うものとする。

(2) 生息域外の供給源から取得される在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用は、生息域外の供給源から採取される遺伝素材を管理する機関の取り組みを規定する特殊規則に別段の定めがある場合を除き、本法に従い実施するものとする。

#### 第 95 条

(1)法人は、当該省庁からの承認を得た場合、ジーンバンクとして活動を実施することができる。

(2)上記(1)に言及する承認は、行政行為ではない。

(3)本法に準じた保護の対象となる在来の野生生物種の生物素材が保管されるジーンバンクの運営に関する要件、及びジーンバンクとしての活動実施に向けた承認の付与に関する手順及び方法は、当該大臣(Minister)が政令により定めるものとする。

(4)本条項の規定は、特殊規則の対象となる森林種を扱うジーンバンク及び種子バンクの活動実施には適用されないものとする。

#### Article 96 第 96 条

(1)生息域外の供給源から取得される在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用に向け、法人及び個人は当該省庁から許可証を取得するものとする。

(2)上記(1)に言及する許可証の発行に関する手順及び要件、並びに許可証の内容については、本法第 89 条から第 93 条までの各条項が適切な形で適用されるものとする。

(3)上記(1)に言及する許可証に基づき、遺伝素材の利用に関する要件及び遺伝素材の利用から生ずる利益の公正な配分に関連する要件について詳細を定めた合意を利用者と当該省庁との間で締結するものとする。

#### 第 97 条

当該省庁は、本法第 89 条及び第 96 条に言及する発行許可証、並びに本法第 93 条及び第 96 条に言及する締結済の合意を記録する登録簿を管理するものとする。

#### 第 98 条

本法第 89 条及び第 96 条に言及する許可証の発行に向けた申請書の内容詳細、遺伝素材へのアクセス及びその利用に関する要件、発行許可証及び締結済み合意の記録の管理方法、商用又は非商用に応じた遺伝素材のその後の利用者への移転に関する要件、遺伝素材の利用及び遺伝素材の利用から生ずる利益の公正な配分に関する要件、並びに遺伝素材の利用に関連するその他の要件及び措置は、政府が規則により定めるものとする。

第 99 条 ~ 第 110 条 (略)

### VI.保護対象となる自然の構成部分

第 111 条 ~ 第 150 条 (略)

#### B) 厳密な保護の対象種

第 151 条～第 152 条（略）

## 2. 厳密な保護の対象種に関する禁止行為

### 第 153 条

(1) 野生に自然分布する厳密な保護の対象となる植物、菌類、蘚苔類、及び藻類の個体について、その採取、切断、抜根、採集、又は破損を禁じるものとする。

(2) 野生に自然分布する厳密な保護の対象種について、以下の行為を禁じるものとする：

-あらゆる方法による意図的な捕獲又は殺害行為、

-とりわけ繁殖、保育、冬眠及び移動の時期における意図的な妨害行為、

-卵を意図的に破損又は採取する行為、

-当該種の発展段階における、又は当該種の巣若しくは保育中の子供に対する、意図的な破損又は損傷行為、

-繁殖地又は休息地を悪化させる又は破損する行為。

(3) 野生環境から採取される上記（1）及び（2）に言及する厳密な保護の対象種の個体について、その生死に関わらず、その保管、輸送、販売又は取引及び販売又は取引を申し出る行為を禁じるものとする。

(4) 上記（1）、（2）及び（3）に言及する禁止事項は、厳密な保護の対象種の生命サイクルのあらゆる段階に適用されるものとする。

(5) 上記（2）及び（3）に言及する禁止事項は、クロアチア共和国内において野生の状態で自然に分布する鳥類のあらゆる種に適用されるものとする。

第 154 条 （略）

## 3. 禁止行為の特例

### 第 155 条

(1) 本法第 153 条に言及する禁止事項は、林業及び水管理の分野において採用される、本法第 20 条の規定に準じた自然保護要件を含む天然資源管理計画において決定された通常の活動、並びに特殊規則に準じた農業生産の交差要件が適用される農業活動の実施には適用されない。

(2)ただし、条件を満たす代替案が存在せず、特例の適用により好ましい保全状態で自然分布する厳密な保護の対象種の個体群の維持が害されない場合、当該省庁は本法 153 条の条項について特例を認めることができる：

-野生の動植物を保護し自然生息地を保全するため、

-とりわけ作物、家畜、森林、漁業及び水域、並びにその他の所有物への重大な損害を防ぐため、

-国民の健康、国民の安全、所有物の安全、又は社会的若しくは経済的な理由及び環境にとって最重要な利益をもたらす理由を含む、最優先となる公共の利益に関する重要な理由のため、

-研究及び教育の目的、並びに当該種の再繁殖及び再導入の目的、及び植物の人工生殖を含む当該目的に必要な繁殖作業のため、

-厳密な監督条件の下、選択的に、かつ限られた範囲において、厳密な保護の対象種について特定の個体を限られた数において採取又は保管することを認めるため。

(3)上記(2)に言及する特例の対象となるには、法人又は個人は当該省庁から許可証を取得するものとする。

(4)本法第 153 条の条項の特例として、当該条項の禁止事項は、本法第 62 条及び第 63 条の条項が適用される、狩猟の分野における特殊規則に準じた狩猟対象動物一覧に含まれる鳥類には適用されないものとする。

(5) 当該省庁が厳密な保護の対象種について野生環境からの移出を認めた場合、上記(3)に言及する許可証によりマーキングを行う義務を定めることができる。マーキングは本法第 85 条の規定に従い実施するものとし、許可証を取得した個人又は法人がその費用を負担するものとする。

## 第 156 条

(1)本法第 155 条(3)に言及する許可証の発行に向けた申請書には以下を含むものとする：

- 予定される活動の説明及び当該種の個体群における個体への影響、

- 予定される活動の実施方法、

- 活動が実施される場所に関するデータ

- 予定される活動を実施する必要性を示す根拠。

(2) 当該省庁は、上記(1)に言及する申請書を研究所に提出し専門家の意見を求めるものとする。

(3) 研究所は、上記(1)に言及する申請書を受領した日付から30日以内に、申請された特例事項による厳密な保護の対象種の個体数の管理への影響について、専門家の意見を提出するものとする。

#### 第157条

(1) 当該省庁は、条件を満たす代替案が存在せず、特例の適用により自然分布する厳密な保護の対象種の個体群の維持が害されず、当該種の好ましい保全状態に悪影響が及ばない場合、本法155条(3)に言及される許可証を発行するものとする。

(2) 本法第155条(3)に言及する許可証は、その有効期限を最大2年間として発行するものとする。

(3) 本法第155条(3)に言及する許可証には、活動実施に関する要件、活動実施の期限、及び実施した活動のモニタリング及び報告に関する義務を含むものとする。

(4) 本法第155条(3)に言及する許可証を付与された法人及び個人は、実施した活動について当該省庁に報告を行うものとする。

#### 第158条

当該省庁は、国における権限ある中央行政当局が採用する野生種に関する管理計画又は計画に基づく特例事項の実施が予定される場合で、統一された手続きが必要とみなす場合、又はこれが必要と判断した場合、職務上の責務として本法第155条(3)に言及する許可証を発行するものとする。

#### 第159条

当該省庁は、本法第155条(3)に言及する許可証の発行について、記録を管理するものとする。

第160条～第225条(略)

### XIV. 軽罪に関する条項

第226条～第227条(略)

#### 第228条

(1) 法人が以下を働いた場合、軽罪に対する罰金刑として25,000.00 クロアチア・クーナから200,000.00 クロアチア・クーナの金額が科せられるものとする：

- 自然保護に関する所定の要件を遵守しない場合（第 20 条）
- 在来の野生生物種の個体数を減少させる、又は当該種の生息地を破損する又は生息環境を悪化させ、その個体群を絶滅の危機にさらす場合（第 59 条（2））
- 本法第 69 条（1）に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して、本来その地域に生息していない外来種をクロアチア共和国内に持ち込む、クロアチア共和国の市場で販売する、又はクロアチア共和国内の自然環境及び生態系に導入する行為を働き、これが自然環境に重大又は回復不能な損害をもたらさない場合（第 68 条（1））
- 本法第 74 条（1）に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して、クロアチア共和国において存在しなくなった在来の野生生物種を国内の自然環境に再導入する行為を働き、これが自然環境に重大又は回復不能な損害をもたらさない場合（第 74 条（1））
- 本法第 78 条（1）に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して外来の野生生物種の繁殖を行う場合（第 78 条（1））
- 本法第 82 条（1）に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して厳密な保護の対象種の繁殖を行う場合（第 82 条（1））
- 本法第 89 条（2）に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して野生環境（生息域内）における在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用を行う場合（第 89 条（2））
- 本法第 98 条に言及する規則に定める在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及び/又はその利用に関する要件を満たさない場合（第 89 条（2））
- 本法に準じた厳密な保護の対象とならない在来の野生生物種の遺伝素材に関する非商用目的の研究を進める過程で当該素材を商業利用する可能性が明らかになったにも関わらず、本法 89 条（2）に言及する許可証を取得しない場合（第 89 条（4））
- 本法第 96 条（1）に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して、生息域外の供給源から取得される在来の野生生物種の遺伝素材へのアクセス及びその利用を行う場合（第 96 条（1））
- 洞窟の形成物が保護対象となる自然の構成部分ではない場合において、洞窟の形成物における洞窟生成物及び生物、並びに化石及び考古学的な発見及びその他の発見を損害又は破損する又は取り除く、若しくは洞窟の形成物に廃棄物を処分する又は廃棄物を排出する、若しくは洞窟の形成物又はその地上部分における生息環境に異変をきたすその他の事業又は活動を実施する場合（第 104 条）
- 洞窟の形成物が保護対象となる自然の構成部分である場合において、洞窟の形成物における洞窟生成物及び生物、並びに化石及び考古学的な発見及びその他の発見を損害又は破損する又は取り除く行為、又は洞窟の形成物に廃棄物を処分する又は廃棄物を排出する行為、又は洞窟の形成物又はその地上部分における生息環境に異変をきたすその他の事業又は活動を実施する行為を働き、これがわずかな影響を及ぼす場合（第 104 条）

- 本法 105 条 (1) に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して、洞窟の形成物の主要な特性、条件、及び生物に影響を及ぼす、当該場所における事業、活動、又は探査を実施する場合 (第 105 条 (1))
- 希少性、体積、外観又は教育及び科学における重要性の観点から特殊性を有するあらゆる鉱物又は化石の発見場所において事業又は活動を実施し、これが当該発見を破損又は損害する可能性がある場合 (第 109 条 (5))
- 本法第 110 条 (1) に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して市場での販売を目的とし自然環境から鉱物又は化石を採取する場合 (第 110 条 (1))
- 厳正保護区において経済活動又はその他の活動を実施する場合 (第 112 条 (2))
- 国立公園において自然の真正性を脅かす事業又は活動を実施する場合 (第 113 条 (3))
- 国立公園の天然資源について禁じられた経済利用を実施する場合 (第 113 条 (4))
- 当該特徴を有するとしてこれに指定された特別保護区の特徴を害する可能性のある事業又は活動を実施する場合 (第 114 条 (2))
- 自然公園の重要な特徴及び役割を脅かす事業又は活動を実施する場合 (第 115 条 (3))
- 地区における公園の重要な特徴及び役割を脅かす事業又は活動を実施する場合 (第 116 条 (2))
- 天然記念物の重要な特徴及び役割を脅かす事業又は活動を実施する場合 (第 117 条 (2))
- 当該特徴を有するとしてこれに指定された重要な景観の特徴を害する事業又は活動を実施する場合 (第 118 条 (2))
- 当該特徴を有するとしてこれに指定された森林公園の特徴を害する事業又は活動を実施する場合 (第 119 条 (2))
- 当該価値を有するとしてこれに指定された公園の記念建築物の価値を変える又は害する可能性のある事業又は活動を実施する場合 (第 120 条 (2))
- 本法第 113 条 (3) 及び (5)、第 114 条 (3) 及び第 115 条 (3) に言及する事業又は活動を実施する場合で、本法第 143 条、144 条、180 条又は 188 条に規定する要件を取得しない又はこれを満たさない場合 (第 121 条 (1))
- 本法第 116 条 (2)、第 117 条 (2) 及び第 118 条 (2)、第 119 条 (2) 及び第 120 条 (2) に言及する事業又は活動を実施する場合で、本法第 143 条、144 条又は 188 条に規定する要件を満たさない場合 (第 121 条 (2))
- 保護地区において、その管理計画に従わず事業又は活動を実施する場合 (第 138 条 (5))
- 野生に自然分布する厳密な保護の対象となる植物、菌類、蘚苔類及び藻類、並びに発達段階にある当該種の個体を採取、切断、伐採又は破損する行為について、これをわずかな量に

について行う場合又はこれが当該種の保全状態にわずかな影響を及ぼす場合、ただし本法第 155 条 (1) に言及する天然資源管理計画が決定する通常の活動を実施する場合を除く (第 153 条 (1) 及び (4))

-意図的な捕獲又は殺害行為、意図的な妨害行為、とりわけ繁殖、保育、冬眠、及び移動の時期におけるそれ、卵を意図的に破損又は採取する行為、発達段階の個体、巣、又は保育中の子供を意図的に破損若しくは損害する又は取り除く行為、又は野生に自然分布する厳密な保護の対象種及び発達段階にある当該種の個体の繁殖地又は休息地を損害又は破損する行為を働き、これをわずかな量について行う場合又はこれが当該種の保全状態にわずかな影響を及ぼす場合、ただし本法第 155 条 (1) に言及する天然資源管理計画が決定する通常の活動を実施する場合を除く (第 153 条 (2) 及び (4))

-本法第 153 条 (1) 及び (2) に言及される厳密な保護の対象種の野生環境から取得した個体及び発達段階にある当該種の個体について、その生死を問わず、これを保管、輸送、販売、及び取引する、並びに販売又は取引を申し出る行為を働き、これをわずかな数について行う場合又はこれが当該種の保全状態にわずかな影響を及ぼす場合 (第 153 条 (3) 及び (4))

-本法第 155 条 (2) に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して、厳密な保護の対象種に関する活動及び行為を実施する場合 (第 155 条 (1) 及び (2))

-保護対象の鉱物及び化石を破損する、及び/又は保護対象の鉱物及び化石並びにその採取地に損害をもたらすおそれのある事業及び/又は活動を実施する行為を働き、これがわずかな影響をもたらす場合 (第 161 条 (1))

-本法第 162 条 (1) に言及する許可証無しに又は許可証の内容に違反して、保護対象の鉱物及び化石を自然環境から採取する及び/又は輸出する行為を働き、これがわずかな影響を及ぼす場合 (第 161 条 (2) 及び第 162 条 (1))

-本法に規定される方法で先買権に準じた所有物の販売に関する申し出を実行しない場合、及び/又は国立公園又は厳正若しくは特別保護区に所在する所有物を、先買権を与えられた人物に対する申し出価格よりも低い価格で他の人物に販売する場合 (第 165 条 (1) 及び第 166 条 (1))

-最も条件の良い入札者の選定に関する決定に規定される自然保護の要件を実施しない場合 (第 181 条 (1)(3))

-利権に関する許可を取得せず又は利権に関する決定事項又は利権契約の条項に違反して保護地区における活動を実施する場合 (第 188 条 (1) 及び第 191 条)

-査察指導を妨げられることなく実施するための条件確保を求める査察官からの要請を受け、これを実施しない場合 (第 216 条 (1) 及び第 222 条 (3))

-本法第 216 条 (2) に言及する決定事項を実施しない場合 (第 216 条 (2))

(2)上記 (1) に言及する軽罪に対する罰金刑として、7,000.00 クロアチア・クーナから 30,000.00 クロアチア・クーナの金額が個人及び法人における責任者に科せられるものとする。



第 229 条～第 233 条（略）

XV. 暫定及び最終規定

第 234 条～第 249 条（略）

第 250 条

本法は、官報において出版が行われた日付から数えて 8 日目より効力を持つものとする。ただし、本法第 37 条（4）、第 38 条（5）、第 54 条（4）（1）及び（5）、第 70 条（5）、第 71 条（2）及び第 197 条については、クロアチア共和国が欧州連合への加盟を行う日付より効力を持つものとする。

分類: 022-03/13-01/38

ザグレブ 2013 年 6 月 21 日

クロアチア共和国 国会

クロアチア共和国

大統領

イヴォ・ヨシポヴィッチ  
Ivo Josipović